

京都市立幼稚園の保育料及び入園料の減免の取扱いに関する規則の一部を改正する規則を公布する。

平成26年3月31日

京都市長 門川 大作

京都市規則第259号

京都市立幼稚園の保育料及び入園料の減免の取扱いに関する規則の一部を改正する規則

京都市立幼稚園の保育料及び入園料の減免の取扱いに関する規則の一部を次のように改正する。

第1条中「京都市立学校保育料、入園料及び入学金徴収条例」を「京都市立学校保育料等徴収条例」に、「減免」を「減額又は免除（以下「減免」という。）」に改める。

第2条中「減免する」を「減額し、又は免除する」に改める。

第6条第1項中「、速やかに」を「速やかに、年度の中途において退園し、又は転園しようとするときはあらかじめ、」に改める。

別記様式注以外の部分中「あて先」を「宛先」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成26年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 従前の様式による用紙は、市長が認めるものに限り、当分の間、これを使用することができる。

(教育委員会事務局総務部調査課)